

平成 30 年度第 2 回豊田市 PCB 処理安全監視委員会 議事録

平成 31 年 2 月 15 日（金）

JESCO 豊田 PCB 処理事業所プレゼンテーションルームにて

午後 2 時 00 分 開会

【事務局（岩井）】 定刻になりましたので、ただいまから平成 30 年度第 2 回豊田市 PCB 処理安全監視委員会を開催させていただきます。

皆様におかれましては、大変お忙しい中、御参集いただきましてまことにありがとうございます。

なお、写真等の撮影につきましては、会議の冒頭のみとさせていただきますので、御了承ください。携帯電話につきましても、マナーモードにさせていただくか電源をお切りいただきますようお願いいたします。

また、本委員会は議事録作成のため録音させていただきますことを御理解ください。

それでは、議事に先立ちまして、豊田市環境部長の田口から挨拶申し上げます。

【豊田市環境部（田口部長）】 改めましてこんにちは。豊田市環境部長の田口と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、大変お忙しい中、平成 30 年度第 2 回豊田市 PCB 処理安全監視委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

また、今回は経済産業省電力安全課様、並びに東海 4 県 6 市の皆様にも御出席いただいております。ありがとうございます。

ことは、ラグビーワールドカップ 2019 の日本大会が開催されるということで、豊田市でも日本代表戦を始め 4 試合が行われます。この国際的な大会を契機といたしまして、魅力と活力あるまちづくりを加速させているところであります。

さて、JESCO 豊田事業所における PCB 廃棄物の処分期間まであと 3 年と 1 カ月に迫ってまいりました。この豊田事業所で処理する変圧器類、コンデンサー類など PCB 廃棄物を処分期間までに確実かつ安全に処理することが、今後も求められているところでございます。

本日は、PCB 処理に関する報告のほかに、安全監視委員会設置要綱を改正し、今後、本日お越しの 6 市の皆様にもオブザーバーとして正式に加わっていただくよう議題を設けておりますので、よろしくお願いいたします。

早期処理を推進し、豊田市民の安全・安心を守っていくために、委員の皆様におかれましては忌憚のない御意見を言っていただきたいと思いますので、本日もよろしくお願いいたします。

【事務局（岩井）】 続きまして、本日、環境省から環境再生・資源循環局の川越様においでいただいておりますので、挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【環境省環境再生・資源循環局（川越企画官）】 皆様こんにちは。環境省環境再生・資源循環局の企画官をしております川越でございます。

皆様におかれましては、日ごろより PCB 廃棄物処理の推進に御理解・御協力を賜り、まことにありがとうございます。厚くお礼申し上げます。

PCB 廃棄物の処理につきましては、先行する JESCO 北九州事業地域では、昨年度末に変圧器・コンデンサー等の処分期間が終了し、今年度は、年度末の計画的処理完了期限の達成に向けて、いまだに処分委託をしていない事業者への行政処分等の取り組みを進めているところでございます。

JESCO 豊田 PCB 処理事業所において処理する変圧器・コンデンサー等につきましては、PCB 廃棄物処理特別措置法に基づく処分期間を 2021 年度末としております。北九州事業地域の取り組みを参考としながら、今後残された時間を意識し、早期処理に向けた取り組みを計画的に進めていくことが必要であると考えております。

環境省としましても、地方環境事務所の体制強化、自治体の掘り起こし調査の支援等に取り組んでいるところでございます。引き続き関係者の皆様と連携しつつ、安全の確保を大前提として、PCB 廃棄物の処理が一日も早く進むよう全力で取り組んでまいりたいと考えております。

本日の委員会では、皆様からさまざまな御意見を賜ることを通じまして、豊田 PCB 処理事業所の安全確保の徹底、PCB 廃棄物の処理期限内処理の達成に向けたさらなる取り組みの推進につなげてまいりたいと考えております。本日は何とぞよろしくお願いいたします。

【事務局（岩井）】 続きまして、本日、中間貯蔵・環境安全事業株式会社 PCB 処理事業部長の吉口様においでいただいておりますので、挨拶をいただきたいと思います。

お願いいたします。

【JESCO（吉口 PCB 処理事業部長）】 お世話になっております。JESCO の PCB 処理事業部長の吉口でございます。

松田委員長を始め委員の皆様、豊田市、東海 4 県の関係自治体の皆様、環境省、経済産業省、関係者の皆様におかれましては、日ごろより豊田 PCB 処理事業所における PCB 廃棄物処理事業の推進につきまして御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本日は、弊社より豊田 PCB 廃棄物処理事業の近況を御報告・御説明申し上げます。豊田施設での処理は、主要な対象物であります変圧器類、コンデンサー類ともにおおむね順調に処理が進んでいるところではございますが、まず最新の処理実績と受入進捗状況を御説明いたします。続いて、排出源や環境モニタリングの状況、施設搬入までの収集運搬の状況などを御説明いたします。

そのほか、前回委員会で御報告しておりました労働災害と発煙事案につきまして、対応の状況、原因究明結果と対策状況を御説明いたします。

また、残念ながら前回委員会以降にダイヤフラム弁から PCB を分離した後の再生溶剤が数滴漏れるトラブルがあったところがございますので、このトラブルにつきましても御報告いたします。以前の漏洩を踏まえまして、防止を図ってきたところでの発生でありましたので、今後、従来以上の対策をとることとしているところでございます。

私ども JESCO の PCB 廃棄物処理事業は、平成 16 年 12 月に最初に操業を開始しました北九州 PCB 処理事業所での変圧器類、コンデンサー類の計画的処理完了期限が、本年 3 月末というふうになっておりまして、処理終了に向けて最終版の努力をしているところでございます。

この豊田 PCB 処理事業所における変圧器類、コンデンサー類等の処理につきましても、処分期間が 33 年度末まで、計画的処理完了期限が 34 年度末とされていることを踏まえまして、JESCO としては一日でも早く安全かつ確実な処理が進むよう、関係者の皆様の御理解と御指導のもと、引き続き努力をしております。

本日の御審議、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【事務局（岩井）】 それでは、議事に移る前に、お配りいたしました資料の確認をさせていただきます。

会議の次第、それから委員名簿、席次表が A 4 サイズ 1 枚ずつございまして、資料が 1 から 5 を配付させていただいております。それぞれの資料の右上に資料 1、資料 2 といった具合に記載させていただき、資料ごとにホッチキス止めをさせていただいております。

次に、委員の皆様のみとなりますが、その他資料としまして、前回の安全監視委員会議事録も配付させていただいております。

以上となりますが、不足資料等ございましたら事務局までお申し出ください。

本日は、A 委員、B 委員が欠席の事前連絡を受けております。また、C 委員も現在、出席されておられません。豊田市 PCB 処理安全監視委員会設置要綱第 6 条第 2 項に基づきまして、委員の半数以上の出席がありますので、この会議が成立したことを報告いたします。

また、周辺企業代表の委員交代がありましたので、報告させていただきます。

最後に、傍聴の方に申し上げます。お手元の傍聴人心得を守っていただき、静粛に傍聴していただきますようお願いいたします。

では、これより議事に移ります。

議事進行につきましては、要綱第 5 条により、委員長が務めることになっておりますので、委員長に進行をお願いしたいと思います。

委員長、お願いいたします。

【委員長】 皆さんこんにちは。本日は、大変寒い中、またお忙しい中、委員の皆様、関係する皆様にたくさん御出席いただきまして大変ありがとうございます。

早速でございますが、委員会の議事に移らせていただきたいと思います。

最初は、議題（1）「豊田 PCB 廃棄物処理施設の操業状況報告について」、JESCO からお願いいたします。

【JESCO（石垣所長）】 皆様こんにちは。JESCO 豊田 PCB 処理事業所の石垣でございます。私のほうから資料 1 につきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

まず 1 ページ目でございます。豊田 PCB 廃棄物処理施設での処理実績ということで、中間処理完了ベースでの実績を一覧表にまとめさせていただいております。

平成 30 年度につきましては、月ごとの実績を記載させていただいております。トピックスといたしましては、平成 30 年 6 月、約 20 日間の定期点検によって操業を停止しております。また、11 月～12 月にかけては、年末の定期点検ということで、

11月の20日過ぎより設備を立ち下げて定期点検を実施しておるという状況でございます。したがって、6月の実績、それから後半から定期点検の始まりました11月の実績は若干少ない数字ということになっております。また、12月は1カ月間定期点検で操業を停止しておりましたので、処理実績は0ということになります。全体の概況といたしましては、順調な操業が継続できておるという状況でございます。

あと、処理対象物別では、まずコンデンサーのところでございます。コンデンサーの健全品、これはコンデンサーの自動化ラインにて処理をするコンデンサーということになりますが、平成30年度はあと3カ月を残す段階で1,829台ということで、その前年度、あるいは前々年度に比べまして、大分処理実績が少なくなってきております。これは、このコンデンサー自体の残数がだんだん少なくなってきたということで、搬入量も少なくなってきておるということでございます。

また、それと同じ状況といたしまして、小型機器（10kg未満）につきましては、設備改造によって平成25年度から処理を開始しておりまして、まだまだ残数が残っておるというような状況でございます。平成30年度も実績として2,900台を超える実績、これは12月まででございますけれども、1月、2月、3月を加えますと、この小型機器につきましては、過去のどの年度よりも多い処理実績になるということが見込まれております。こちらのほうの処理の促進もしっかり図っていきたいというふうに考えておるところでございます。

続きまして、2ページ目につきましては、PCB廃棄物の受入状況。1ページ目は中間処理の実績でございましたけれども、この2ページ目におきましては、受入ベースでの数字を記載させていただいております。

表のつくりは同じでございます。ただ、12月は先ほど定期点検で処理の実績は0ということではございましたけれども、12月にコンデンサー並びに廃PCB、保管容器の搬入をしております。処理は行っておりませんが搬入を行い、1月からの処理に備えておるというような実績になってございます。

それから、3ページ目でございます。これにつきましては、豊田事業エリア、すなわち東海4県7市の受入の進捗状況ということでまとめさせていただいております。

まず表-3でございます。これにつきましては現在、この豊田事業所に登録をいただいております総数ということで記載をさせていただいております。

それから表-4につきましては、その登録されているもののうちどれくらいの台数

を受け入れしたか、その数字を記載させていただいております。

表－5につきましては、表－3、表－4に基づき算出をいたしました進捗率ということで記載をさせていただいております。

それから4ページ目でございます。これについては、登録されているもののうち未搬入のものが何台あるかということでの数字を記載させていただいております。

あわせて5ページ、6ページ、これは前回の監視委員会において御提示をさせていただいた表でございます。前回は平成30年6月末時点ということでの数字を記載させていただいておりますが、今回につきましては、その6カ月後、12月末時点での数字に更新をさせていただいております。したがって、この前回の監視委員会の表と比較をしていただければ、どれだけの数字の変化があるのかということがおわかりいただけるかと思っております。

登録状況につきましては、前回の監視委員会の数字からは増えているという状況でございます。これは保管者数、事業場数、それからトランス、コンデンサーの台数、廃PCB、保管容器、全てにおいて登録台数が増えているという状況でございます。これは現在、進めていただいております掘り起こし調査等々によって、対象物が新たに発覚する、あるいは営業活動等によって新たに御登録いただいたという台数が若干あるということでの数字の増加ということでございます。

それで、この登録数に比較しましてその進捗率でございます。これが表－5ということになります。保管者数では95%、事業場数でも約95%ということでございます。それから変圧器、トランスでございますけれども、進捗率で89.2%、コンデンサーにつきましては86.9%ということで、トランス、コンデンサーにつきましては御登録いただいている中での9割近くの処理進捗率ということで書かせていただいております。あわせて廃PCBは76.6%、これは台数ベースということになります。保管容器につきましては55.5%ということで、処理の進捗ということで記載をさせていただいております。

それから4ページ目でございます。登録いただいている中での未搬入の台数ということで、変圧器につきましては現時点で263台、コンデンサーについては9,451台という残数でございます。これらの残数も、先ほどの年間の処理実績に比較いただければ、計画的処理完了期限の終了まではあと3年少々でございますけれども、十分に我々の設備の能力を発揮できれば問題なく処理できる台数ということになっております。

1点ちょっとおことわりがございます。この表－6の下の「※」に記載をさせていただいております。

三重県にございます保管事業者の金属タンクというのが7基ございます。これについては、この金属タンクの中にPCBの油が入っております。推定でドラム缶で293缶、重量で約68トンの油があるというのがわかっております。これにつきましては、現在、御登録をいただいているということで、この一覧表には入っておりませんが、大変多量の油でございます。その登録状況の数字を比較いただければ、現在、御登録いただいている油の量よりも多い油がまだ存在するということがございます。これにつきましては、この油の中にはいろんな不純物が入っております。通常、トランス、コンデンサーはPCB油100%、あるいはトリクロロベンゼンが入ったPCB油ということで、その油の性状ははっきりしておりますので、我々の施設ではそれら进行处理することは全然問題はないんですが、不純物が入っている場合に、どのような処理をするかというのはかなりの検討が必要ということになります。これにつきましては、この資料1の7番目のところで改めて御説明をさせていただきたいというふうに思っております。

受入進捗状況につきましては、以上でございます。

また7ページ、8ページには、今の数値をグラフ化したものを記載させていただいております。御確認をいただければというふうに思います。

続きまして9ページでございます。周辺環境への影響の状況ということで、排出源モニタリング、並びに周辺環境モニタリングの測定結果を一覧表としてまとめさせていただいております。

前回の監視委員会からは、平成30年7月、並びに10月のデータが新しいデータとしてこの一覧表には記載をさせていただいております。

排出源モニタリング、それから周辺環境モニタリング、いずれの測定結果につきましても、管理目標値、あるいは環境基準値を超えた値というのは出ていないという状況でございます。

また、このページの一番下でございます。周辺環境中のベンゼン濃度の推移ということで、ベンゼン濃度につきましては、年平均値で環境基準値を超えないことという基準がございます。緑の横のラインが環境基準ということでございますけれども、過去、平成25年、26年、それから28年、スポット的にこの $3\mu\text{g}/\text{m}^3$ という値を超え

たデータがあるということで、全体としてどのような推移になるかということでグラフ化をさせていただいております。

このベンゼン濃度につきましても、グラフをごらんいただくとおり、最近につきましては落ちついた値になっておるとい状況でございます。

続きまして 10 ページでございます。運転廃棄物の保管及び処理の状況ということでございます。

PCB 廃棄物を処理するとともに、我々としてはその処理に伴って発生する PCB に汚染された運転廃棄物も処理をしていく必要があるということで、その処理促進を図っているという状況でございます。前回の監視委員会におきましては、ドラム缶換算で 1,351 本が残っていますよということで御報告をさせていただいておりますが、今回につきましては 1,398 本ということで、50 本ほどドラム缶数として増えているという状況でございます。

先ほど御説明いたしましたとおり、11 月、12 月は定期点検によって操業を停止しております。この間は、この運転廃棄物の処理、あるいは認定施設への払い出しということができない状況でございますので、定期点検中に発生したドラム缶等がふえたというような状況で、前回の監視委員会からの運転廃棄物については増加しておるとい状況でございます。

ただ、処理につきましては、この②の表にございますとおり、事業所の処理、あるいは高濃度物に関する北九州事業所への処理委託、あるいは低濃度運転廃棄物については無害化処理認定施設への委託ということで、実績数は上がっております。今後も、このような処理を継続して進めていきたいというふうに思っております。

11 ページのところにドラム缶数量の推移ということで記載をさせていただいております。棒グラフが、その月に処理を行ったドラム缶の本数ということでございます。先ほど申し上げましたとおり、30 年の 11 月の途中から定期点検を行っておりますので、11 月の搬出実績は非常に少ない。12 月については 0 ということでございます。したがって、この間に発生した運転廃棄物のドラム缶数がふえておるとい状況でございます。

現在、1 月以降、処理を再開しておりますので、この運転廃棄物の減量化にも取り組んでいるという状況でございます。

続きまして 12 ページでございます。収集運搬についてでございます。

毎回、収集運搬における不適正事例がないかどうかということで、ある場合には御報告をさせていただいておりますが、前回の監視委員会以降、12月末までに発生した収集運搬等に伴うトラブル事例というのは実績はございません。

続きまして13ページでございます。地域とのコミュニケーションについてということでございます。

まず(1)施設見学ということでございますが、27年度からだんだんと施設見学の実績数が減っておるという状況でございます。これは、保管事業者が大分処理が進んだことによる企業関係者の御視察が減ったということ、あるいは市民の皆様にも、各自治区への御訪問の際に見学の要請等も行っておりますが、何回かごらんになられた自治区もおありということで、その実績数というのが減ってきております。一方で行政関係ですけれども、どんどんと計画的処理完了期限が近くなるという中で、掘り起こし調査等々を含め、大変力を入れて取り組んでいただいておりますという状況でございます。これを踏まえて、最近、行政関係の方の御視察がふえておるといような状況でございます。

②につきまして、御見学いただいた際に、アンケートをとらせていただいております。これも毎回の御報告でございます。おおむね90%以上の方は、この見学についても「わかりやすかった」等々、好評をいただいておりますという状況でございます。

(2)関係自治区への情報提供ということでございます。①は、前回は御報告しております。区長様がかわれた際に御訪問をし、御挨拶をして概要の説明等々実施をさせていただいております。

それから②年未年始の挨拶ということで、平成30年度も19自治区の区長様を御訪問いたしまして、御挨拶ならびに状況の御報告をさせていただいております。

それから(3)JESCO地域協議会でございます。平成25年度以来、継続して実施しております。平成30年度は、9月18日に開催をしております。この少々前、8月31日に前回の監視委員会が開催をされておりますので、その監視委員会で御報告をいたしましたこの豊田事業所での進捗の御説明、あるいは我々の施設の中で使用いたします化学防護服、いわゆる保護具でございますけれども、これらの装着体験等々をこの地域協議会で実施をさせていただいております。

それから(4)、これも継続でございます。毎月発行させていただいております豊田PCB廃棄物処理事業だより、これも継続的な発行を行わせていただいておりますという状

況でございます。

続きまして14ページ、トラブルの御報告でございます。

まず1といたしまして労働災害、これは休業災害が2件発生しております。これにつきましては、前回御報告をさせていただいておりますが、まず概要といたしまして、(1)、これは階段をおりる際に足を踏み外して左足首の側副靭帯を断裂したという件。それから(2)、自転車で通勤されている方が、駐車場で自転車からおりる際、誤って転倒して脱臼・骨折をしたと、この2件の休業災害でございます。

まず(1)でございます。この災害に対しましてハード面の対策といたしまして、階段に、写真にありますとおり注意喚起の表示を張らせていただいております。また、トラブル事例ということで、これは壁に張ってあるものの写真でございますけれども、ここでこのような災害が起きた、注意しましょうという注意喚起の張り物を行っておるということでございます。

それからソフト面といたしまして、毎月階段付近の立哨を行い、注意喚起を行っておると。毎日というのはなかなか難しいですが、定期的にこういう形で立ち番をして、皆さんに注意喚起を図っておるということでございます。

(2)の自転車での災害につきましてはの対策、15ページでございます。まずは駐車場につながる場内通路と駐車場内に「徐行」という表示を新たに張り付けております。また、駐車場入り口、それから駐車場内に4カ所、「制限速度8km」ということで、もともと表示はしてあったんですが、さらに表示をふやして注意喚起を行っておるということでございます。

それからソフト面での対策ということでございます。これも毎月運転会社の職員が駐車場に立って、「スピード注意」という表示をして注意喚起を行っておるということでございます。

それから、10月16日と22日、「自転車とバイクのための交通安全講習」ということで計4回開催いたしまして、豊田警察の方から講師を派遣いただいて、安全ということでの内容を学んだということも行っております。

この2つの休業災害に共通した対策ということでございます。4月9日から17日にかけて、これは2件の休業災害が発生したその後ということになります。運転会社の各グループが原因、再発防止対策のためのブレインストーミングを実施いたしまして、労働災害の自分事化ということを行っております。

それから4月20日、安全の日の安全集会において、JESCOの社員、あるいは運転会社の職員に対して、事業所長並びに運転会社の社長から労働災害の再発防止というのを呼びかけております。

また、4月に実施をいたしました安全セミナーにおきましては、「労働災害の多発について」というテーマで、JESCO 豊田事業所の副所長並びに運転会社社長より、労働災害の発生状況と安全風土の大切さについての教育を実施したという状況がございます。

また、5月以降の安全セミナーにおいては、毎月そのセミナーの最後に、労働災害を防ぐような注意喚起ということで、その災害事例を紹介して、同様の災害が発生しないようにということでのセミナーも実施をしております。

また、ことしの1月、年賀式というのを年の始めに行っております。この際にも、この1月時点ではこの2件の休業災害が発生して半年以上経過しておるということで、この労働災害を忘れないようにということで、改めて私のほうから皆さんに御紹介をして、忘れることがないようにという注意喚起を行わせていただいております。

続きまして16ページでございます。これも前回の監視委員会におきまして御報告をさせていただいております。使用済布ウエス入れ容器からの発煙トラブルでございます。

概要につきましては、アのところに記載しております。7月2日に4階の攪拌洗浄エリア内に置いております使用済布ウエスを入れるポリプロピレン製ごみ箱、ちょうど真ん中の写真にございますが、このごみ箱に布ウエスを入れておいたところ、このポリプロピレン製ごみ箱の蓋とのすき間から白煙が発生しているということを見出し、消火器を用いてその白煙の発生を抑えたというトラブルでございます。

これにつきましては、その白煙が発生したこのポリ容器のごみ箱の中のものを取り出しましてその原因が何だったのかという調査を行いました。原因が特定できなかったということで、ここまで前回の監視委員会におきまして御報告をさせていただいております。

それで、その後の対応でございます。これが17ページに記載させていただいております。前回の監視委員会において、何とか再現試験も含めてできないかという御提言をいただいたということで、実施をした内容でございます。

この再現試験につきましては、豊田市の消防本部と御相談をさせていただきながら、

こういった実験ができる日本カーリット株式会社を御紹介いただきまして、ここに書いてございますとおり、空気中の酸素による酸化発熱の危険性を評価する自己発熱性試験というのを行っております。

概要ですけれども、この豊田施設で使用します NS クリーン、洗浄剤でございます。これをウエスに染み込ませたものを恒温槽内で 140℃まで温度を上げた際に、自己発熱によって 60℃以上の温度上昇を起こすもの、こういったものがないかどうかという試験でございます。

この試験につきましては、サンプルを3つ御用意させていただいております。これは NS クリーンを垂れない程度に含ませたかなり NS クリーンが高い含有で含まれているもの、その NS クリーンの含有量が半分ぐらいのもの、並びに5分の1量の NS クリーンを含ませたもの、この3試料でテストをいたしております。

結果は、下の図にありますとおり、140℃まで温度を上げて、3試料とも発熱はなく、この試験では自己発熱性というのは確認することはできなかったという結果でございます。

すなわち、前回もちょっと原因がわかりませんということで御説明をさせていただきましたが、こういった再現試験等々を含めても、なかなかこういった白煙が上がるというような状況は確認できなかったということで、こういった試験を行った結果としましても、まだ原因はつかめていないという状況でございます。

そうは言いつつも、対策はとらなければいけないということで、これが18ページの④ということで再発防止策をとらせていただいております。

再発防止を図るため、1週間に1回、一部の場所におきましては1カ月に1回ということになります。使用済布ウエス入れからウエスを取り出す際に、取り出した布ウエスに焦げ等異常がないかどうか、これを全数チェックする。異常が見つければ、直ちに原因を調査するというで現在取り組んでおります。

現時点では、このような異常というのは見つかっておりませんが、今後もこのチェックは続けていきたいというふうに思っております。

それとあわせて、使用済布ウエス入れ容器の数をまず減らすということでございます。白煙が発生した以降、12個のこのごみ箱を削減し、最終的に現在、36個としております。

また、使用済布ウエス入れ容器の交換ということで、当時はポリプロピレン製のご

み箱でございましたけれども、より密閉性の高い金属容器に変更させていただいております。

また、あわせて監視強化ということで、監視がしやすい、すなわち通路から見やすい場所にこういった容器を置くということで、万が一のことを想定した早期発見というための対策もっております。

また、保管期間の短縮ということでございます。従来は、この布ウエスが満杯になったら廃棄をするということで行ってございましたけれども、この保管期間を短縮して、多くの場所は1週間に1回、一部については1カ月に1回、布ウエスを全部取り出してドラム缶に移すという対策をとってございます。

続きまして19ページでございます。これにつきましては、前回の監視委員会から新たに発生したトラブルということでございます。

トラブルの概要でございます。平成30年11月22日、ちょうど定期点検の設備の立ち下げが21日から開始しておりますので、立ち下げが開始になったその翌日ということでございます。第一蒸留塔還流ラインにありますダイヤフラム式の手動バルブ、これから第一再生溶剤が漏れ、数滴が床に滴下したという状況でございます。

このラインは、PCBを除去した再生溶剤が回るラインでございます。PCBはほぼ含まれていない油ということではございます。ただ、こういった形での床への滴下が発生したということで、御報告をさせていただくということでございます。

この経路につきましては、19ページに図-1ということで簡単な模式図を書かせていただいております。この監視委員会でも御報告をさせていただいておりますけれども、一昨年平成29年1月6日、「今回漏洩したダイヤフラム弁」と黄色く書いてございますけれども、その左上のところに「前回漏洩したダイヤフラム弁」というふうに記載をさせていただいております。この「前回漏洩」というのが、平成29年の1月6日、同じく手動ダイヤフラム弁からの還流液の漏洩が発生しております。この1月6日の発生した際には、このダイヤフラムバルブを点検しましたが、特段異常はないということではございましたけれども、このダイヤフラムの膜並びに裏ゴムを新品のものに交換するとともに、この同じラインについても、水平展開ということで点検を行っております。その点検を行って、ゴムが膨潤しているということから新たなダイヤフラムに交換したその当該バルブから今回、油が漏れたという状況でございます。

続きまして20ページでございます。その漏洩原因の調査状況ということでござい

ます。

22日に油の滴下が発生した以降、11月27日、ちょうど点検工事が始まったばかりということでございます。点検工事の責任者によって今回漏洩した手動ダイヤフラム弁の調査を実施しております。

トルクレンチによる増し締めを行っております。8本あるボルト・ナットのうち、1本は手で回るほど緩んでいたという状況がございました。しかしほかの7本は、手では回らないと、緩んではいなかったけれども、規定トルクで締めたところ、ボルト・ナットについては4分の1周程度増し締めが可能であったという状況でございました。

それからその翌月、これも定期点検中でございます。12月10日、メーカー担当者によって、漏洩した手動ダイヤフラム弁の調査を実施しております。ダイヤフラム弁の内部、目視確認でございますが、テフロン、ゴムとも傷、あるいは変形等は確認できておりません。それからダイヤフラム弁本体の目視確認についても、異常等は見つからないという状況でございます。

また、12月26日でございます。メーカー担当者により、この経路にある残り17カ所の手動ダイヤフラム弁の調査も実施しております。この調査した結果としては、特段の異常は見つからないという状況でございます。

また、今回漏洩を起こした手動ダイヤフラム弁については、交換をしてメーカーに持ち込んで原因調査を行いました。1月24日、メーカーからの報告を受け、変形、損傷等はありませんでしたということで、現時点でもなかなか明確な原因というのが特定できていないという状況でございます。

前回、2年前に発生したダイヤフラムバルブからの漏洩につきましても、このラインは、通常流れる油のうち温度が87℃と、ダイヤフラムバルブが設置されている中では最も温度の高い液体が流れるラインということでございますので、こういった熱負荷によるストレスによってボルトが緩んだのではないかとということで、現時点で想定をしているところでございます。

ただ、そうは言いつつも、ダイヤフラムバルブの膜と裏ゴムを交換してから1年半後に同様の漏洩が起きたということから、日常的に監視でき、漏洩の兆候を早期に発展できるような改造を今、進めようというふうに思っております。

ただ、この場所は保温材を巻かなければいけない場所でございますので、保温材を巻きながら万が一油が漏れた状況でもわかるような改造ということで、現在、計画

を進めているということでございます。

また、ダイヤフラム膜の交換をしてから1年半でこのような状況になったということで、1年半をめどにもう一度さらに異常がないかどうかの点検も進めたいというふうに思っておるところでございます。

最後、7番目でございます。21ページになります。不純物の混入した廃PCB油の処理促進でございます。

先ほど冒頭の処理実績のところ、三重県に油の大量保管事業者がおられるということをお願いしましたが、通常のPCB油のほかにいろんな混入物というのがございます。例えば、シリコンオイルであったり、スカム、あるいはスラッジ、こういった不純物が混入しているというケースがございます。こういった不純物が混入した状況で我々の施設で処理をするということになると、例えば配管の閉塞が起きる、あるいは中に入っておる成分によって何らか想定外の反応が起きるとか、こういうことが想定されますので、こういうことが起きないように、①から④の段取りを踏まえてPCB油の処理の促進を図っていきたいと考えております。

まず①、分析室でのトリータビリティ試験でございます。これは、液処理反応槽ではなくて、それをミニチュア化してスケールダウンした試験機がございまして、その試験機でまず問題なく処理ができるかどうかという確認を行っております。

それから、廃PCB油受け入れ抜油室で廃PCB油のろ過や溶剤による希釈を行って、配管等での詰まりを防止する。

また、処理施設の実機を用いて、試験的にこの廃PCB油の処理を行って、問題ないかどうかということを確認する。

こういったことを踏まえてデータを取り、最適な処理についての条件を検討して、本格的な処理を今後も進めていきたいというふうに考えているところでございます。

資料1につきましては以上でございます。

【委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御報告につきまして皆様から何か御不明な点、あるいはコメント、質問等ございましたらお願いしたいと思います。

まず処理状況報告を先に済ませてから、その後にトラブルの報告というふうに分けてしたほうがいいかなと思うんですが、最初に処理状況報告について何か御意見ありませんか。

では、私から少し簡単なこととお伺いします。

4ページの表－6の表の見方でちょっと教えていただきたいのですが、お話によりますと、受け入れ待ちという状況下でこれだけのデータが出ているということですのでよろしいですね。

【JESCO（石垣所長）】 はい、JESCO に登録いただいているものでこれだけの受け入れ待ちがあるということでございます。

【委員長】 前の処理実績のところと比較してみますと、1年ぐらいの余裕があれば大体これは処理できるという範囲のものだというふうに解釈していいですか。

【JESCO（石垣所長）】 数量的にはそうございます。ただ、先ほど補足で申し上げました PCB の油については、まだたくさんの油が残っておりますので、1年少々ではちょっと無理かなというふうに考えております。

【委員長】 そこでお尋ねします。なぜこういう時間遅れが生じるのでしょうか。

【JESCO（石垣所長）】 時間遅れといいますと。

【委員長】 JESCO 側の問題なのか、事業者のほうが出す時期を先延ばしされているのか。

【JESCO（石垣所長）】 まだ多量に保管されている保管事業者におかれましては、例えば単年度で出すとそれだけ処理料金を我々ちょうだいしなければなりません。法律上の期限としてはまだ3年ほどございますので、1年での処理料金の負担を減らすために、例えば3年で分けて処理をしたいという要望をお持ちの方もおられます。そういった中で、だんだん少なくなってきて、同じ年度でいっぺんにボーンと出していただけないというような状況も、これは一例でございますけれども、こういうような状況から、一気にはお出しただけないというふうな理由もございます。

【委員長】 受入側の立場としては、全てこれが入っても対応する余力はあるんですか。

【JESCO（石垣所長）】 それは大丈夫でございます。

【委員長】 もう一つですが、変圧器は例えば北九州でお願いしている分もありますね。北九州の操業が来年で止まるということですが、向こうのほうに依頼している分はここの中には含まれているのでしょうか。

【JESCO（石垣所長）】 北九州で処理していただきました車載型トランスであるとかこういったものは、北九州での処理はもう終えております。現時点でトランス、コ

ンデンサーにつきまして、豊田で処理するものを北九州で処理をお願いするというものは残ってございません。

【委員長】 わかりました。

では、これが1年遅れでずっと進んでいくとすると、最終的な平成33年度の末で処理計画の中にきちんと組み込んでそれができるところを、保有者とJESCOとの間で、しっかり精査されているのでしょうか。

【JESCO（石垣所長）】 なかなか全員の方がすぐにはお出しただけという方ばかりではないというふうに聞いておりますので、なかなかお出しただけの方も、自治体と御協力をさせていただきながら、期限内に契約をし、搬入して処理を完了するということを進めていきたいと思っております。

【委員長】 皆様のほうで何かほかにございませんか。D委員、いかがですか。

【D委員】 処理状況についてはないです。

【委員長】 処理状況のところについてはよろしいですか。

では、トラブルについての御報告について、皆様のほうから何かございましたらおっしゃってください。

先ほどの自然発火があるかないかの点については、E委員の御専門が燃焼ですので、E委員、何かコメントはありませんでしょうか。

【E委員】 今回ちょっと自己発熱性試験では発熱が見られなかったということで、もともとそんなに自然発火するような性質のものではないということもありますので、場合によっては、そのときたまたま何か払拭したものの中に何か不純物のようなものが実は入っていて、それがたまたま検出されなかったというようなこともあり得るかなとは思いますが、そうでない限りは、あまり危険性はないものだろうなというふうには感じております。

【委員長】 ありがとうございます。継続的に注意深く見守って行って、そういうことのないように留意されているということ、今度も原因究明できるような体制をとっていただいているということですね。

【JESCO（石垣所長）】 はい。

【委員長】 わかりました。では、D委員お願いします。

【D委員】 安全のほうの段階のトラブルについてちょっとお伺いしたいなと思えます。

14 ページのところで、その箇所はハード面、あるいはソフト面においては非常によくやられているなという感じがします。ただ、残念ながら横展状況がどのようなのかちょっと伺いたい。ここの建物は非常に階段が多いイメージを私は持っています。階段一つ一つにこの表示がされたのかどうか。階段が何カ所あって、それが約 80%終わったのか、100%終わったのか、そこら辺をちょっと教えていただきたいというのが 1 点です。

【JESCO（石垣所長）】 階段のところに表示している部分につきましては、当該箇所、並びにほかの階段についても同様の表示を行っておるという状況でございます。全体の階段の何%と言われますと、ちょっと数字としては出してはおりませんが、作業員として非常によく通る階段につきましては、数カ所に同様な表示をさせていただいております。

それから、その右の事故発生場所における表示でございますが、これにつきましては現在、事故が発生した場所のみの表示ということでございます。

【D 委員】 作業員が非常によく通ると言われたんですが、推定でいいんですが、どのくらいの箇所がありますか。階段は、私、その 2 階から 3 階へ上がる階段をちょっと見させていただいたんですが、表示は何もなかったんで、階段をやったのかなとちょっと疑問に思ったので。今のお言葉の中で、作業員がよく通る階段というのだったら、そこは限定できるのではないかなという感じがします。そこが大体何カ所ぐらいあるのか。やっぱりもっとリスクというものを敏感に感じ取ってほしいなというふうに思いますが、そこら辺はわかりませんか。

【JESCO（石垣所長）】 一般通路におきましては、作業員が通るということはほとんどございませんので、そこにおきましての表示というのはしてございません。

あくまで処理棟エリア内で、いわゆる管理区域でございます。PCB の処理を行う管理区域内の階段ということで、通常は 4 階から施設内に入るわけでございますけれども、その 4 階の階段等々、作業員が作業する通路として入るところに表示をさせていただいております。

【D 委員】 できればもう少し横展状況もわかるように、表記あるいは説明をしていただけるとありがたかったかなと思います。

それからもう 1 点、次の質問ですが、19 ページのダイヤフラム弁からの漏洩。これは、非常に条件の悪い配管のところにダイヤフラムを使っているわけですね。温度、

それから液体の流れる経路、塔のところで、さらにこの期間の中で同じ回路、系統のところで2カ所続けて起きているわけですね。そこら辺をもっと追及するということが必要じゃないかなと。ちょっと私感じているのは、まず液体の脈動がどのくらいなのか、あるいは配管の振動がどのくらいなのかということも影響するのではないかな。まだほかの要素があるかもしれません。そういうところも幅広く追及して、なぜこんなに続けて同じところで2カ所も起きてしまったのかということをやっと追及していただきたいなど。ダイヤフラム弁については脈動あるいは振動というのは非常に影響を与えるというふうに思いますので、ぜひそういう面からの検討もしていただきたいという感じがします。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。F委員のほうからいかがですか。

【F委員】 私もその振動のことが気になりました。最初、置きかえたときは、正しく締めつけがなされ、その後、何らかの理由で1本だけ緩んだということであれば、何らかの物理的な理由がある。そうでなければ、人的なミスで1本だけ始めから緩んでいたという可能性もあり得ます。どちらかは今回わからないですが、D委員がおっしゃったように振動というものが原因であり、もともとそういうものに弱いバルブであれば、振動に強い構造を持ったバルブへ変える可能性もあるのではないかと感じております。

【委員長】 ただいまのお2人の委員の意見をよく参考になさって、パッキンメーカーですら原因不明ということですので、このまま放置しておくことは何となく不安な気がします。もちろん対策はきちっととっていただいているのですが、今後、場合によっては配管経路もかえることもあり得るかもしれませんね。その辺を検討いただけないでしょうか。

【JESCO（石垣所長）】 はい、承知いたしました。

【委員長】 そのほかいかがでしょう。

はい、どうぞ。

【E委員】 今の件なんですけれども、その事後の点検の中で、当該のバルブに関してはボルトが1本緩んでいたという事象があったわけなんですけれども、それに関連して、ほかのバルブのボルトの緩み等は点検されていないでしょうか。

【JESCO（石垣所長）】 ほかの同じ系統のダイヤフラム弁につきましても点検を行

っております。

【E 委員】 それで特に緩んでいるところはなかったということですか。

【JESCO（石垣所長）】 はい。

【E 委員】 そうですか。わかりました。

【委員長】 何かそのほかございますか。

では、今の皆さんからのコメントを御参考にされて、もう一度検討できるものは検討していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

F 委員どうぞ。

【F 委員】 21 ページの処理促進という取り組みの中で、③のところを実機を用いて試験的に行うとありますが、あと3年間で処理していかないといけないというときに、実機のテストをしてこれが何らかのトラブルにつながってしまうようなことがあると、今後の処理計画に影響が出てきてしまうので、そのところ十分に注意していただきたいと思います。

【JESCO（石垣所長）】 そこは万全を期して実施したいと思っております。

【委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、JESCO のほうからの報告についてはとりあえず終わりにしてもよろしいですか。

では続きまして、議題（2）「豊田 PCB 処理事業における豊田市の対応について」、事務局から説明をお願いいたします。

【豊田市環境部（神谷廃棄物対策課長）】 豊田市の神谷です。よろしく申し上げます。

資料2をご覧ください。「1、豊田 PCB 処理施設への立入検査の実施状況について」説明させていただきます。

前回の安全監視委員会後の平成30年9月1日から本日までにおいて、本市はJESCO 豊田 PCB 処理事業所へ計7回の立入検査を行いました。その立入検査の概要を表1に記載させていただいております。主なものを御説明します。

10月31日に排出ガス測定の行政検査を実施しました。結果、排出管理目標値が遵守されていることを確認しました。

先ほど JESCO から報告がありましたが、11月27日、第一蒸留塔還流液の漏洩の報告を受け、状況を確認しました。漏洩した油には PCB が含まれておらず、建屋外への影響はないことを確認し、原因究明と今後の対策について指示をしました。

また、12月27日に定期点検後の施設立ち上げ作業前の状況を確認しました。

なお、1月7日にも定期点検後の施設立ち上げ作業前の状況を確認し、問題なく立ち上げ作業が実施されていることを確認しました。

では、2ページをごらんください。平成30年度PCB環境モニタリング調査について報告いたします。

PCB処理施設の稼働に伴う環境への影響を把握するため、平成14年度から大気、河川水質、河川底質について調査を行い、平成16年度からは、それらに土壌を追加してPCB環境調査を実施しています。

調査地点は、表2及び図1のとおりです。所在地が山之手町となっておりますが、正しくは山之手ですので、御承知おきください。済みませんでした。

その調査結果につきましては、3ページをごらんください。平成30年度夏季調査（大気、河川水質、土壌）を実施し、いずれの結果も、環境省が実施している全国調査結果の範囲内であり、施設稼働に伴う異常は認められませんでした。

調査結果は、3ページの表3、また経年変化については4ページから5ページ上段の図2から図5のとおりです。

なお、5ページ下段にはJESCOへの立入状況の写真を掲載させていただきました。

今後も、継続してPCB処理施設の稼働に伴う環境への影響を把握してまいります。

以上で説明を終わります。

【委員長】 どうもありがとうございました。

ただいまの豊田市からの報告につきまして、皆様のほうから何か質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、次の議題に移らせていただきたいと思います。

議題（3）「PCB廃棄物処理に係る東海地区広域協議会からの報告について」、愛知県のほうから報告をお願いします。

（挙手あり）

【事務局（青木）】 委員長、よろしいですか。

【委員長】 はい、どうぞ。

【事務局（青木）】 東海地区広域協議会の事務局である愛知県からの説明の前に、監視委員会の事務局である私どもから、資料の変更点について説明をしたいと思います。

これまで安全監視委員会にお示ししていました資料ですが、各県市が行っている掘

り起こし調査の進捗状況を報告してまいりましたが、後の時期になって見つかったら処理できるのかという不安を与える印象がございましたので、もうちょっと俯瞰的というか、マクロな視点でわかりやすい処理計画を、東海地区広域協議会のワーキンググループを開催していただきましてつくっていただきました。今後は、こちらの資料で御説明していただきたいと思います。

以上です。

【委員長】 では、お話を伺いたいと思います。お願いします。

【愛知県環境部(棚橋資源環境推進課室長補佐)】 愛知県環境部の棚橋でございます。本来でありましたら、廃棄物監視指導室長の吉田が御説明にあがるところですが、所用のため、私がかわりに御説明させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、資料3に基づき御説明させていただきます。

1として、安全監視委員会における指摘事項とその対応についてということでございます。先ほど豊田市のほうから一言御説明がありましたが、掘り起こし調査については、広域協議会で進捗状況の再確認というのをやりまして、着実な進捗管理は今後も進めていくということで確認をさせていただいております。

それから、今後の処理見込みについてということでございますが、先回の安全監視委員会では、東海地区の処理計画について、JESCOの登録状況とPCB特措法、それから電気事業法の届出内容との突合作業がまだ終わっておりませんので報告できませんでした。今回は、1枚はねていただきました2枚目の資料で御説明させていただきますと思います。

こちらが東海地区4県7市のPCB廃棄物の処理計画でございます。

最初に区分といたしまして、平成30年度当初の未搬入量というところで、例えば変圧器では350という数字がありますが、その内数が右に4つに分けて記載してございます。

一番左側の平成30年度当初のJESCO登録未搬入量、これは、JESCOに既に登録済みの変圧器・コンデンサー等であって、まだJESCOのほうに搬入されていない量を指しております。

その右側、特措法届出・未登録と書いてありますが、特措法というのは、PCB特別措置法、それからもう一つ右側に電事法届出・未登録とありますが、これは電気事業法の届出があるがJESCOに未登録ということでございます。

電気事業法と PCB 特措法の違いでございますが、電気事業法につきましては、電気工作物として現にまだ使用中であるものについて届出が必要となっております。ですので、変圧器類はたまたま 0 でございますが、コンデンサー類の 136 というのは、現在も工場で実際に電気機器として使用されており、PCB が含まれているものが 136 届出されているのですが、JESCO の登録がまだされていないというものでございます。左側の PCB 特措法の届出というのは、変圧器・コンデンサー類については、もう既に自家用電気工作物としての使用を終えて、要は倉庫等に保管されているのですが、まだ登録されていないものというのがこれだけの数あるということでございます。

それから、4 つ目の欄に移りまして、掘り起こし見込量というふうにあります。これはもちろん見込みでございますので算出なんですけど、過去の掘り起こしの実績、つまり何件掘り起こしするとどれだけの変圧器・コンデンサー類が見つかるかという実績がございまして、その割合に今後掘り起こしを実施していく事業者の数を掛け算したものであるということで算出いたしまして、今後、掘り起こしで見つかるであろうと見込まれるのが、変圧器類で 31、コンデンサー類で 186 ということになっております。

当然ながら、次回また同じような御説明をさせていただくと思うんですが、掘り起こし見込量というのは、掘り起こし調査が進めば進むほど減っていき、一方で掘り起こしで実際に見つかれば、左側の 3 つの数字が多少ふえる。もちろん処理が終わればさらに減っていくんですけども、そういった数字の流れというのが今後、生じるであろうというふうに思われます

それらを全て合計したのが、一番左の 350 から下に向かって書いてある数字がその積算となっております。

それらを今後、どのように処理していくのかというのが、右半分、処理計画と書いてある欄になります。

平成 30 年度から 33 年度の 4 か年で、先ほど委員長からの御質問で所長がお答えになりましたように、それぞれの保管事業者の希望ということで、基本的には 3 年間分かれております。

一方で、これまでもあったんですが、JESCO のほうで受入量に余裕がある場合は、私ども行政のほうに連絡がありまして、行政と JESCO、一体になりまして早期処理、つまり例えば 31 年度に多少余裕があるのであれば、32 年度に処理を予定されている事業者の方にお声がけをさせていただいて、「1 年前倒しで処理できませんか」という

ようなことを地道にやりながら、少しでも早い処理というのを目指していくという作業を、今後とも続けていきたいというふうに考えております。

あと、34年度は全て「-」になっております。もちろん33年までに全て処理を終えるというのが理想でございますが、私どもも目指すところではございますが、33年度末をもって処分期間というものが終了いたします。33年度の処分期間までであれば、事業者はどこの年度で処理していただいても、JESCOの都合さえよければ自由なんです。33年度末に処理しなければ、行政処分というのが34年度からスタートすることになります。33年度末までに処理しなかった場合は、34年度から改善命令ということが行政として措置できるようになりますので、ずるずるといって何だかんだ言いながら33年度末までに処理しない事業者が万が一発生した場合は、強制的に処理を命令するというのが34年度に控えているというのがこの表でございます。

こちらの表の説明については以上でございます。

それでは、1枚戻っていただきまして、続きを御説明させていただきます。

2、平成30年8月の安全監視委員会以降の広域協議会の取り組みについてということでございます。

まず(1)といたしまして、夜間休日の緊急時連絡訓練の実施ということで、夜間休日の緊急時連絡体制の、見直しというよりも確認というほうが強いんですが、緊急時連絡訓練を実施いたしました。

10月11日18時に、JESCOへ運搬中の車両においてPCBの事故が発生したという想定のもとで連絡訓練を行い、連絡体制については問題なかったということを確認させていただいております。

それから、平成30年度第2回広域協議会を今年の2月4日に開催させていただきました。

これにつきましては、3枚目に議事録がついております。最初に、先ほどJESCOから御説明のありましたPCB処理実績についての御報告をいただきました。なお書きのところは、こちらJESCOの豊田ではなくて、北九州のほうで処理する安定器等のことについて意見を述べさせていただきました。

それから2番目につきましては、先ほどの表を作成させていただきまして、こちらの安全監視委員会のほうで御報告させていただくということをおもひのほうから御説明させていただきました。

それから、安全監視委員会への報告ということで、処理計画について説明するというを確認するとともに、掘り起こし調査の進捗管理については引き続きお互いに確認しながら進めていくということを確認いたしました。

最後は、決算、予算について協議をして、JESCO と県市のみでなく、経済産業省の御協力をいただきまして、名簿のさらなる拡充を図ったというところでございます。

こちらが広域協議会の内容でございます。私からの説明は以上となります。

【委員長】 ありがとうございます。

ただいまの愛知県からの説明ですが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

【G 委員】 先日、テレビのニュースで、PCB の関係で、コンデンサー・変圧器をお持ちの方の掘り起こしについて、早めに出さないと罰則がありますよというニュースを、1 週間ぐらい前かな、聞きました。これはどこがそういうニュースを出したのか、それとも以前にもそういうことがあったのか、今後もそういうことを続けてやっていくのか。公にずっとやれば、少しでも発掘ができるかなと思って喜んでおったんですけど、ちょっとその点どうなっておるかなと思ってお尋ねしたいんですが。

【環境省環境再生・資源循環局（亀井廃棄物規制課長補佐）】 環境省でございます。先週、2月4日から今週末、2月17日まで、環境省が全国でテレビCMを流しております。おそらくそれをご覧いただいたのかなと思います。今、CMで流しているのは、変圧器・コンデンサーではなくて照明器具の安定器に特化したものでございますけれども、PCB 廃棄物については処分期間が定まっていて、期限内に処分しないと罰則がかかるといった趣旨につつましてテレビCMを放映して、皆様に周知を図っているところでございます。

【G 委員】 わかりました。

【H 委員】 よろしいですか。先ほどから、あと3年1カ月というお話がありました。その中において、この掘り起こし見込量ですけど、これは、現在保管されている全部の量ですか。それともう一つ、使用されているのがどれだけあるんですか。保管している量がこれだけ、使用されている量がこれだけということの分類ってわかりますか。

【愛知県環境部（棚橋資源環境推進課室長補佐）】 今の横向きの表を見ていただきたいんですけども、まず左側から2つ目の特措法届出・未登録というのは、確実に使用を終えて保管されているものでございます。電気事業法の届出・未登録というのは、

要は現在使われているものということになります。

【H 委員】 どういうふうに理解していいかわからないのですが、これは全部保管してあるものということなのか、この中には使用されているものもあるということですか。

【愛知県環境部(棚橋資源環境推進課室長補佐)】 使用されているものもあると思っていただいて結構です。あと掘り起こし見込量につきましては、使用されているものというのは確率でいえばかなり低いと思いますけれども、0とは言いかねるところもございます。なので、使用されているものもあれば、使用を終えて保管されているものもあるんですけれども、どちらかといえば機械が古いものですから、使用中のものの方が圧倒的に数としては少ないということです。使用中のものにつきましては、経済産業省の所管でありますので、経済産業省のほうから当然、計画的な機械の更新をして廃棄するということについて御指導いただけるものと承知しております。

【H 委員】 私たちはこの 33 年度で赤線を引いておけばいいですね。それ以上はということでも考えてもよろしいですね。

【愛知県環境部(棚橋資源環境推進課室長補佐)】 お約束をするという意味合いでは、先ほど申しましたように、そこまでに処理しなければいけないということが、正確に言うと、処理を JESCO に委託しなければいけないというのが定められているんですけれども、それまでに終わるように私どもは頑張っていきますけれども、なかなか非協力的な方は、34 年にかかる可能性というのは否定しきれないというところで、33 年度末までに処理をしなかった人については、私どもは改善命令という手段が行使できるようにしますので、それまでに処理してなかったら、34 年に入った瞬間に私どもは改善命令をかけて、もうとにかく早く処理なさいということで強制権を発動させていただくということもございます。

【H 委員】 わかりました。

【委員長】 そのほかいかがでしょうか。

【F 委員】 2 ページ目のこの表ですが、枠の中の一番左側にある 350 とか 1 万 3,000 という数字が、このある時点で、これから見込みも含めて処理すべき量ということですね。

それで、変圧器、コンデンサーというのが並んでいます。3 段目の PCB 油類というものが、ここに「JESCO 登録未搬入量(※1)」というのがありますが、これは、

最初に石垣所長から説明していただいた資料の4ページ目の表6にある廃 PCB というものに相当するのかどうかを確認しておきたいのですけれども。

【JESCO (石垣所長)】 これは相当するものと考えていただいて結構でございます。

【F 委員】 そうすると、先ほどあった 68 トンというものがここに入ってこないといけないということではないですか。

【JESCO (酒井副所長)】 JESCO 豊田事業所副所長の酒井でございます。お答えさせていただきます。

今の御質問につきましては、右側の処理計画というところの PCB 油類の本という欄を見ていただきますと、31 年度、32 年度、33 年度につきまして「※10」というのがついております。これは、大型金属容器 7 基に収納の廃 PCB 油について、平成 31、32、33 年度に配分ということで、基数としてここには書かせていただいております。先ほど重量でかなりの量がありますということを御説明させていただいたんですが、実は今、重量という形で登録をされていないものですから、基数という形で表現させていただいていますが、処理する計画の中には入っております。

【F 委員】 そうすると、先ほどの 332 本が 456 本ですけど、これは時期的なずれで少し数字が変わっているということですか。JESCO 登録未搬入量というところですか。数字は時期的なずれがあるのは承知しているのですけれども。

【JESCO (酒井副所長)】 御指摘のとおり、時期が 12 月末で集計したものと、9 月 30 日で集計したものがあまして、その時期による数字のずれでございます。

【委員長】 ちょっとコメントさせていただきます。今の F 委員の質問に関連して、単純に数量比較するのが難しいので、同じ時期にそろえていただいて議論できるような資料を出していただくとわかりやすいですね。以前に比べ、随分わかりやすくなったとは思いますが。

【三重県】 私ども三重県のほうでワーキンググループの取りまとめをさせていただいてまして、御指摘いただいた点は持ち帰りまして、以後、わかりやすいようにさせていただければなと思っています。

今回、初めてこういうふうに変更の計画をさせていただきますと、掘り起こしを今後、各県市やっていきますので、そこから見込量を算出させていただきますと、ざっとですけども、今後、お願いをする量というのが見えてきたかなと思っていますので、その辺は、以後、少しわかりやすいように出すようにまた工夫したいと思っています。

【委員長】 よろしくお願ひします。

愚問ですが、掘り起こし見込量については数字が出てきているんですが、これは他の事業所、例えば北九州ですとか大阪ですとか、そういったところも、調査されると大体こんな割合ですか。調査した件数に対して何%ぐらいになるのか、何か目安があるというふうに聞いたことがあるんですが。

【愛知県環境部(棚橋資源環境推進課室長補佐)】 掘り起こし見込量に関しましては、もう少し詳しく申し上げますと、北九州事業エリアがもう既に変圧器・コンデンサーの掘り起こし調査を終えておりますので、その結果の割合について確認をさせていただきました。

はっきり申しまして、掘り起こしに対する発見率というのは1%もいかないです。

【委員長】 では、一応、リーズナブルな数値を出していただいていると考えてよろしいですね。

【環境省環境再生・資源循環局(亀井廃棄物規制課長補佐)】 補足させていただきますと、北九州事業地域は変圧器・コンデンサーの掘り起こし調査をもちろん終わっております、大体20万件の事業者に調査をいたしまして、事業者の数としては約1,200件出てきております。ですので0.6%程度というのが北九州の数字でございます。

ただ、事業者の数でございますので、その中で変圧器・コンデンサーをどれだけ持っていたかということ、大規模なところは先に自分で調査しなくても登録、処分される傾向にありますので、台数でいうと割合としては少なくなるというところですよ。

【委員長】 わかりました。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。D委員、いかがですか。

【D委員】 ようやくわかるようになりました。前回までは、どこがどういうふうでどのくらい残っているのか、どのくらい掘り起こしがあるかということが…。

この数字が100%とは思っていません。掘り起こしていけばまだまだ出てくるというふうに思っています。

この数字をベースに、処理する年度もそれぞれ分割してという、特に事業者の分割してくださいという希望をうまく取り入れてやられたかなというのを、説明を受けてようやくわかりました。

ただお願ひは、まず言葉を統一していただきたい。この表を見て、JESCOのほうの

報告書の3ページ、30年の12月かな、どの表と比較すればいいのかというのがわからなくて、言葉が違うので、まずどこがどのとかというのがわからなかったというのが第一印象です。

それからもう1点は、言葉と一緒にですが、台数の単位をきちんと入れておいていただきたいなど。この数字はどこからなるのかなという感じをしましたので、JESCOの表のほうとあわせて、どちらを正にするかはわかりませんが、合わせてきちんと言葉の統一をしていただけたらもう少しわかりやすかった。

それから、先ほどの保管と使用というのも、表の中に括弧づけでこれは保管しているもの、これは使用しているものですよとちょっと言葉を入れていただくと、我々も分かりやすいのではないかという感じがしました。

以上です。

【委員長】 ただいまの御意見、そのとおりだと思います。そこで、今後の安全監視委員会で資料を出していただく場合は、二度手間になるかもしれませんが、JESCOのほうのデータと突き合わせができるように、同一月でお互いに数字が矛盾なく合っているよう工夫していただきたいと思います。

それと、今、愛知県からの御説明がありましたように、広域協議会の中で皆さんが足並みをそろえて、平成33年度末までに何とか完遂したいという思いを強く持っていらっしゃる印象を受けました。最終的には行政代執行も辞さないで、豊田市の皆様に心配のないよう進めていただける決意が感じられたと思います。

引き続き、よろしく御指導のほどお願いいたします。ありがとうございました。

それでは、きょうは環境省中部地方環境事務所の大庭さんにも御出席いただいていますので、大庭さんのほうから何か一言御発言をお願いいたします。

【環境省中部地方環境事務所（大庭廃棄物・リサイクル課長補佐）】 中部地方環境事務所の大庭と申します。

私は、去年から中部に参りまして、PCBを担当させていただいております。これまでほかのところでもPCBの担当をしていたんですけれども、この地区に参りまして、自治体の皆様方が非常に熱心にやってらっしゃることに最初びっくりしました。私どもが特に何もしない時期から、愛知県、豊田市を中心にまとまっていらっしゃる、「打ち合わせをするのでぜひ来てください」ですとか、「進捗状況をまとめるので一緒に検討しませんか」とか、「意見交換できませんか」とかいうことをお伺いしまして、

ほかのところとは随分違うなと実は思いました。

その後も、安定器 1,000 日前についても、私どもは全く実は考えてなかったんですけども、プレス発表するという事で自主的にやってらっしゃいましたし、ほかのところと比べるとということはちょっと問題があるかもしれませんが、私はここに来てすごく信頼をさせていただいて、なおかつこれからのことも全く心配をしてないというのが実際の心境です。

これから国のほうもできることをサポートしながらこの進捗処理計画に向けて協力をしていきたいと思っていますので、もし心配があれば、私どものほうにも何か御意見をいただければ、御返答できると思います。よろしく願いいたします。

【委員長】 ありがとうございます。

ちなみにお伺いしますが、本日のように関係している県市の皆様も交えて、こういう形で委員会をやっているという事例はほかにありますか。

【環境省中部地方環境事務所（大庭廃棄物・リサイクル課長補佐）】 私が承知しているのは、監視委員会ではありませんが、北九州では関係機関が集まって月例会をやっているとか、毎月 1 回集まってやっているというのは聞いたことがあるんですけども、ほかのところでは私はちょっと承知してないです。

【委員長】 ありがとうございます。

それでは、本日は各県市の皆様が御出席いただいていますので、何か御発言ありましたら、何でも結構ですので順番に一言、二言ご発言をお願いいたします。

【豊田市環境部（神谷廃棄物対策課長）】 事務局の神谷ですが、今お話しいただいたように、今回、県以外の政令市 6 市、私どもを入れて 7 市がそろっておりますので、各それぞれが 1 分程度で状況をお話していただければと思いますので、順番に愛知県からよろしく願いしたいと思います。

【愛知県】 愛知県の掘り起こし調査に関しましては、4 県 7 市の中で最も数の多い掘り起こし調査の数を抱えております。進捗状況も、豊田市は既に終わられましたけれども、決して早いほうとは言えません。ただし、私どもは出先機関が 7 つあるんですけども、出先機関の人間を使いまして、とにかく 1 件でも多くということで、それぞれ目標を立てながら、毎月各事務所から掘り起こし調査の進捗状況を報告させ、遅れているところについては、私どものほうから指導し、進捗状況の管理をさせていただいております。

きちっと最後まで完遂させていただくつもりでありますので、引き続きよろしくお願いたします。

【岐阜県】 岐阜県ですが、掘り起こし調査の進捗率でいきますと、今年度 80%を超えております。来年度で調査を完了するということを目標に今、進めておりまして、来年度に向けまして、PCB の廃棄物処理の推進専門職員というものが今、2 名おりまして、県庁のほうで働いていただいているんですけれども、それにプラス 8 名追加して、現地機関のほうで今後の調査を実施していただくということで予定をしておるところでございます。

あと、安定器につきましても、29 年度末から調査を開始しましてやっているんですが、こちらのほうも同じように委託も含めてやるということで、PCB についての処理を今後確実に進めるということで進めております。

【静岡県】 静岡県は、掘り起こし調査の未回答者に対してこれまで行ってきました電話、郵送による督促に加えまして、新たな取り組みとして、自家用電気工作物の保守点検を担当します各電気保安協会、静岡県の場合、東部地区は関東電気保安協会、ほかは中部電気保安協会となりますけれども、そういったところに依頼しまして、2 カ月に 1 回程度定期巡回するときに、回答の督促をしてもらうよう行っています。

これまで県が督促しても全く反応がなかったものについても、実際、そういった保守点検を行う電気技術主任技術者に直接言われたということで、回答するものが多く出てきていまして、効果があったと考えています。

来年度についても、電話、郵送に加えまして、ある程度予算も確保できそうということで、調査会社のほうに委託して、直接事業所を訪問して回答の督促を行う予定で考えています。

以上です。

【三重県】 三重県です。お示ししている進捗率につきましては、本年度順調に進捗しておりまして、今後もお示した率に従っていけるように努力してまいりたいと思います。

【岡崎市】 岡崎市です。私どものほうでは、掘り起こしに力を入れておりまして、市のホームページや市政だよりへの掲載、市政だよりにつきましても、最初の見開きに載せてもらって、市民の目に触れるような形での啓発をしております。

それとあと、FM おかざきでの周知啓発。それと市民、事業者等へ文書等を送付す

る際の封筒があるんですけども、その裏面を使いましてこのような形で目に触れやすいような形での周知活動をしております。

それとあと、業者等への協力依頼という形で、中部電気保安協会へのお願いと、あと中部電気管理技術者協会三河支部の会合があった際に、PCB について、機器等の点検に行った際には PCB に注意して見てもらって、もしあるようでしたらそれを事業者にご話をさせていただくという形をとっています。

それとあと、蛍光灯、安定器等の関係もありますので、それについては、電気商業組合のほうの会合等へ出席しまして、周知啓発をしております。

それとあとは、市のほうでの家屋データを利用して、昭和 52 年以前の建物の所有者等へ PCB 調査の実施を依頼しております。

そういった形で掘り起こしに一生懸命努めています。

【豊橋市】 豊橋市は、掘り起こし調査は平成 28 年度から継続して現在も実施しています。原則、掘り起こし調査は委託で実施していきまして、委託期間中にその結果を委託業者から随時報告を受けて、その結果を受けて高濃度 PCB 含有変圧器やコンデンサー等の保有者に早めに接触して、適正処理指導を実施しています。

したがって、毎年の掘り起こし調査の委託費や指導に関する予算獲得に苦労しています。3月議会の本会議前なのですが、来年度の調査委託に関する予算や文書指導を実施する郵送費等の予算内示をもらっています。

平成 30 年度後半には、調査に非協力的な事業者に対する調査になりましたので、未回答事業者の中で変圧器・コンデンサーなどの定期的な点検を中部電気保安協会に委託している事業者の調査を実施しています。中部電気保安協会の信頼性と顧客の占有率が比較的高いことから、御協力いただいています。中部電気保安協会以外の電気保安法人等に委託しているものに対してフォローアップ調査をしても、回答がなかなか得られず、どこの電気保安法人が維持管理委託を受けているかの特定に苦労しています。

今後も、随時掘り起こし調査の結果を確認して、高濃度の PCB 含有変圧器とコンデンサーの判明がありましたら、早期処理と適正処理指導を実施してまいります。そして平成 32 年度までに掘り起こし調査を完了する予定です。

豊橋市からは以上です。

【名古屋市】 名古屋市です。名古屋市も、委託や職員による掘り起こし調査未回答

者への訪問や、電話による聞き取りによって、掘り起こし調査を進めていきまして、処理期限が間に合うように事業者にアプローチをとっているところですので、今年度につきましては、年度ごとの目標を達成できる見通しでございまして、今年度から、年度ごとのその数値を目標達成できるようにやみくもに取り組んでいくのではなくて、JESCO 豊田で処理すべきものというのを持っている可能性がより高いところですね、建物が古い事業者を優先して未回答者へのアプローチをかけていくということを始めしております。

名古屋市からは以上です。

【浜松市】 浜松市は、掘り起こしアンケートを今まで事業者単位でももちろん行ってきたわけですがけれども、そこの回答欄に電気保安法人の方、要は普段電気を管理されている方の氏名を書いていただくようにいたしまして、なかなか事業者ではわかりづらいつらところを、直接その電気を点検なさっている方に確認することによって、掘り起こしというのを進めるように工夫をしております。

それから、浜松市は市の割合にしてはコンデンサー、トランスの数が多いんですけども、これは JR 東海がございまして、JR のものが全て浜松に来ているということもありますので、若干の進捗率がほかの自治体に比べては低いですがけれども、JR 東海ですので確実に進めていくものと、もちろん我々のほうとしても事業者 접촉し、早期処理をお願いしているところがございます。

来年度以降につきましては、今、財政当局のほうに人員増のほうの要求をしておりますので、専門スタッフを 1 人でも多くつけて、少しでも早く掘り起こし調査を完了するように努力してまいります。

以上です。

【静岡市】 静岡市は、職員で掘り起こし調査をやっております、昨年、未回答者への電話聞き取りとか立入調査を行いまして、12 月末までに集計できたところで 30 年度の目標の 90%以上を達成している状態になっており、年度末までには当初目標を上回る進捗となる見込みとなっております。

来年度は、現地立ち入りなどの調査員を 4 名増員する予定でおりますので、さらなる前倒しを図っていきたいと考えております。

【岐阜市】 岐阜市です。自家用電気工作物設置事業者を主とした調査に対する取り組みなど、高濃度 PCB 廃棄物の適正な処理推進に係る取り組み状況について御報告さ

せていただきます。

まず、掘り起こし調査について報告させていただきます。

当市においては、調査は全て直営で職員自ら足で稼ぐという形で実施しており、未回答事業者に対し電話、郵送だけでなく、電気主任技術者が実施する保守点検日に合わせて直接訪問するなど、回答率のアップに努めました。

その結果、分母、対象者 2,807 件に対し、分子、調査済み 2,680 件、進捗率 95% の調査が完了し、残り 127 件となっております。

この残り 5% の未回答事業者は、空き家や所在不明者がほとんどです。引き続き事業者の追跡調査を実施し、所在を確認しております。

次に、トランス、コンデンサーの処理状況について御報告させていただきます。

先ほど石垣所長から御説明があった資料 1 の 4 ページ、表 - 6 の 7 行目が岐阜市分になりますが、今年度は、新規で 25 台が発生し、既存のものを 11 台処理しております。結果、コンデンサーについて 8 月に御報告した 35 台より 15 台増加し、納入残は合計 49 台です。なお、新規で発生した 25 台については、同一事業者からのものであり、迅速に処理するように現在、指導しております。

また、現在トランスについては全て処理が終了しておるという認識をしております。

最後になりますが、いずれにいたしましても、特に問題になるのが資金面など、調査や処分が難航し、解決が困難な案件が残ってきていますが、迅速かつ確実な対応と、粘り強い足で稼ぐ指導で、適切に早期処理を進めていきたいと思っておりますので、御支援をよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

【豊田市環境部（神谷廃棄物対策課長）】 豊田市です。

本市の掘り起こしにつきましては、前回の安全監視委員会で御説明をしたとおり、現時点では終わっております。また、早期処理指導につきましても、1 事業者、134 台のコンデンサーの処理をさせております。

以上です。

【委員長】 どうもありがとうございました。

きょうは、本当に皆様に取り組み状況をしっかりやっていただいているということをお聞きいただき、随分この委員会としても安心しておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

この件に関しまして皆様のほうから何か御意見はございますでしょうか。

【I 委員】 今、各縣市からの報告を聞きまして、やっぱり大分今までと違うなという感じがしました。特に岡崎市ですか、封筒等に工夫されていると、非常にいい事例だと思えますね。だからほかのところもぜひいいところは真似して、参考にしてやられたら、それぞれの独自のやり方以外にも、もっと効率が上がるような気がしますので、よろしく願いいたします。

【委員長】 ありがとうございます。

豊田市の皆さんは、このように関心をもって応援してくださっていますので、お戻りになられたら室長さんにもお伝えいただいて、引き続きよろしく願いします。

それでは、続きまして議題の（４）「PCB 廃棄物の早期処理に向けた環境省の取組について」ということで、環境省のほうから御説明をお願いします。

【環境省環境再生・資源循環局（亀井廃棄物規制課長補佐）】 環境省の亀井でございます。資料４をお手元に御用意ください。PCB 廃棄物の早期処理に向けた環境省の取組についてでございます。

１ページ目は、地方環境事務所の体制強化ということで、地方環境事務所のほうに、通常の職員に加えまして PCB 廃棄物の処理に係る専任の任期付職員の配置を始めております。電気機器の関係ですとか廃棄物の関係など、専門性を持つ職員を採用しております。自治体の皆様と連携を図りながらやっていくということをしております。東海４県の関係で申しますと、静岡県を担当いたします関東地方環境事務所では、現状１名の専門職員がおりますが、平成 31 年度さらに２名を増員することとしております。それから愛知、岐阜、三重の３県を担当いたします中部地方環境事務所では、現状の１名に加えまして、来年度１名を増員する予定にしております。

おめくりいただきまして２ページです。都道府縣市による掘り起こし調査の支援ということで、自治体の皆様が実施する PCB 廃棄物の掘り起こし調査の支援を行っております。具体的には、PCB 全般に関する相談窓口ですとか、掘り起こし調査をされるときの問い合わせの対応、電話の対応窓口の設置を委託しております。

それから（３）、（４）、（５）につきましては、現地調査や立ち入りの支援、それから自治体向けや事業者向けの説明会への専門家の派遣ということで、PCB の見分け方ですとか、処分の仕方等についての専門家を現場に派遣して支援をしているということでございます。

それから3ページ目からは、先行する北九州事業地域における先行的な事例の御報告でございます。3ページ目に北九州の自治体による行政処分の実施状況でございますが、北九州事業地域で改善命令、または代執行の対象となった事案、本年度改善命令、代執行を行っていただいておりますが、1月までに合計11の県市で計17件行っているところでございます。

上の青い枠ですけれども、保管事業者が存在して改善命令を発出した案件は9件ございます。これにつきましては、資金不足ですとか、自治体の指導に従っていただかずに処分委託を平成30年3月の処分期限までに行わなかった事業者に対して、30年4月を超えたところから改善命令を出していただいております。改善命令を出した結果、改善命令期限内に履行完了した案件が2件、それから期限後に自治体が代執行しようとして準備をしていたら保管事業者が処分委託を実施したというものが4件ございました。それから、期限後にも保管事業者が処分委託を実施しなかったということで、代執行が実施された案件も1件ございました。それから、保管事業者の法人の登記は残っていたものの、実質的に存在をしないということで代執行を実施したのも2件ございました。

それから、赤い枠のほうですけれども、これはもう始めから保管事業者が不存在だということが確定されまして、保管事業者が既に破産している等の理由がございまして、もうこういったものは改善命令を経ずに直接代執行を実施しております。1月末までに7件、それから2月に予定しているものが1件ございます。

それから、紫色の枠ですけれども、平成30年度に入ってから、高濃度PCB廃棄物の変圧器・コンデンサーの存在が新規に発覚する事案が発生しております。1月までに約200件程度出てきております。1月31日時点で214とございますが、正確には216でございます。訂正いたします。

1月以降に新規発覚した場合、もう改善命令を行う時間的余裕もないということでございますので、1月に新規発覚しましたら、保管事業者に直ちに処理意向を確認いただいて、処理の意向が示されなかった場合、それから処理の意向が示されても一定日数内に処分委託契約の締結に至らなければ、行政代執行を実施していただく。それから2月、3月に新規発覚した事案は、もう直ちに行政代執行を実施していただくといった考え方につきまして、北九州事業地域の自治体に通知をいたしまして、今、これに沿って運用をいただいているところでございます。

それから4ページ目につきましては、こうしたことで代執行をすることになった場合の財政的な支援ということで、国から3億円、それから産業界から6億円を拠出いたしまして基金を造成しております。この基金からその代執行に必要な額の4分の3を支出するというスキームをつくってございます。

それから5ページですけれども、さらに代執行をするときに必要な書類作成ですとか、現地確認等の実施補助についても、専門家の派遣等の支援を行っているところでございます。

6ページ、PCB廃棄物事業全般に係る環境省の来年度の予算でございます。右上の枠にございますけれども、平成31年度の予算案として58億円あまり、それから平成30年度の第2号補正予算ということで23億円あまりを計上してございます。

事業の内容といたしましては、先ほど申しました掘り起こし調査の支援ですとか、それからテレビCM等の広報、それから4番目にございます先ほど御説明しました行政代執行の際の自治体への支援のための基金の拠出ということでございます。

それから⑤でございますが、JESCOの施設の点検・補修、更新、それから処理能力向上のための改造等を行う費用を計上してございます。

それからまた⑥として、JESCOの施設が将来事業を終了して撤去するに当たって、PCBを除去して撤去を行うための資金を、あらかじめ積み立てるということで出資してございます。

7ページ、8ページにつきましては、従来からある制度でございますが、中小企業者については処分料金の負担軽減を行うという基金を、都道府県と一緒に造成しているところでございまして、また、8ページにあります日本政策金融公庫における低利な融資制度というものも、来年度以降も引き続き継続してやっております。

説明は以上でございます。

【委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして何か皆様のほうからございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして議題(5)「豊田市PCB処理安全監視委員会設置要綱の改正について」、事務局のほうからお願いいたします。

【豊田市環境部(神谷廃棄物対策課長)】 前回の安全監視委員会で持ち帰り事項とさせていただきます要綱の改正についてですが、お手元の改正案及び資料5の最終ペ

ージの新旧対照表のとおり改正をさせていただきたいと思います。

改正内容としましては、改正案の中にあります別表第7条関係のオブザーバーに、岐阜市、静岡市、浜松市、名古屋市、豊橋市、岡崎市の6市も加わっていただきます。

理由は、豊田 PCB 処理事業所の安全対策、事故予防対策について監視する安全監視委員会において、処理期限が法で決まっている中で、安全かつ確実な操業につなげるためには、計画的な PCB 廃棄物の搬入が求められ、この6市の皆様の協力も必要不可欠であると考えました。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明に対して何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、全体を通して何か皆様のほうからご発言はありますか。よろしいですか。

特にございませんようでしたら、本日はちょうど時間どおりに終わりそうですが、最後に事務局に確認をさせていただきたいと思います。

まず、本日の資料につきましては、全て公開ということでよろしいですか。

【豊田市環境部（神谷廃棄物対策課長）】 結構です。

【委員長】 ありがとうございます。

それから議事録ですが、速やかに公表していただくために、事務局のほうで作成していただいて皆様方にまずお目通しをいただいた後、修正していただいて速やかにお返しただいて、あとは委員長一任ということで事務局でホームページに掲載していただくという段取りでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【委員長】 ありがとうございます。それでは、事務局は御準備を速やかにお願いいたします。

以上で本日の委員会の所定の議事内容は全て終わり、本日の安全監視委員会を終了いたしました。事務局へ進行をお返しいたします。

【事務局（岩井）】 長時間にわたり松田委員長を始め委員の皆様、オブザーバーの皆様、ありがとうございました。

これもちまして、平成30年度第2回豊田市 PCB 処理安全監視委員会を閉会いたします。

午後4時00分 閉会